

通商産業委員會議録 第十九号

昭和二十七年三月二十七日(木曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 中村 純一君

理事 今泉 貞雄君 理事 高木吉之助君

理事 中村 幸八君 理事 山手 満男君

理事 今澄 勇君

阿左美廣治君 江田斗米吉君

小川 平二君 神田 博君

小金 義昭君 藍谷雄太郎君

多武良哲三君 福田 一君

村上 勇君 高橋清治郎君

風早八十二君

出席政府委員

公益事業委員 松永安左エ門君

農林委員 中川 哲郎君

総務委員 中川 哲郎君

通商産業委員 本間 俊一君

経済安定事務局 (産業局長) 岩武 照彦君

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

三月二十五日

委員森山欽司君辞任につき、その補欠として高橋清治郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十七日

理事多武良哲三君の補欠として今泉貞雄君が理事に当選した。

三月二十五日

第一類第十一号 通商産業委員會議録第十九号 昭和二十七年三月二十七日

電源開発促進法案(水田三喜男君外五十一名提出、衆法第一六号)

同月二十六日

中小企業庁縮小反対に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第一六九七号)の審査を本委員会に付託された。

同日

計量法関係の手数料に関する陳情書(宮城県知事佐々木家壽治外七名)

(第一〇一八号)

過剰ボンド消化の一策として乗用自動車輸入に関する陳情書(全国乗用自動車協会会長新倉文郎)(第一〇一九号)

同(社団法人日本貿易会会長中嶋久万吉外一名)(第一〇二〇号)

電気料金再値上げ反対に関する陳情書(東京都議会議長菊池民一)(第一〇二二号)

電気料金値上げ反対並びに料金地域差縮小の陳情書(広島県町村会長荒川龍雄)(第一〇二三号)

銅の使用制限緩和に関する陳情書(全国鍍金工業連合会会長北條一敏)(第一〇二三号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

連合審査会開会に関する件

石油及び可燃性天然ガス資源開発法案(内閣提出第二二二号)

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

電気事業に関する件

○中村委員長 これより会議を開きます。

本日の日程に入ります前にお諮りいたします。理事多武良哲三君より理事辞任の申出がありますのでこれを許可いたし、その補欠として今泉貞雄君を理事に選任いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なければさようとりはからいます。

○中村委員長 次に日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の手元へ今泉貞雄君より本案に対する修正案が提出されておりますので、この際提出者より修正案の趣旨説明を求めます。今泉貞雄君。

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案に対する修正案

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

本文中「二年」を「三年」に、「三年」を「四年」に、「四年」を「五年」に改める。

同法律案は日本製鉄株式会社法を廃止するにあたりまして、日本製鉄株式会社の第二会社である八幡製鉄株式会社及び富士製鉄株式会社の社債発行その他の債務の負担において、同社が工場抵当法による工場財団を組成するまで、旧日本製鉄株式会社に許容されていたと同様な一般担保の制度を二年間に限って認めたのであります。これをさらに二年間延長しようとするものであります。その理由は、これら二社の財団組成手続が当初予想されていました以上の煩瑣で、多くの日時を要しましたことと、その資産需要額も予想以上に増加し、組成を要する財団の範囲もおおのずから大となつたことによるものであります。が、工業に関する小委員会において、富士、八幡両社の責任者を参考人として意見を聴取する等、これらの事情につき慎重に検討いたしましたところ、この二年間の財団組成の進捗状況がはなはだしく遅れており、八幡は固定資産総額約二百八億圓に對し、約五十八億圓、富士は約百三十九億圓に對して九十二億圓の資産について、財団組成の準備が完了するにすぎない状況でありまして、各社の今後の資産調達上必要と考えられます全固定資産について、財団の組成を完了いたしましたためには、現在のような状況の変化がはなはだしい際においては、一年間の延長ではなお若干の不安があると思つてございまして、二社におきましてはこの猶予期間の延長の長短にかかわらず、できるだけすみやかに財団組成を完了するように努力することを言明しておりますが、この期間の延長が一般債権者等を侵害するおそれがありますので、この際政府原案であり、それを一年間延長する案は、むしろ二年間延長することに修正することが適當であると認められます。これがこの修正案を提案する理由であります。

○中村委員長 御質疑はございませんか。別に御質疑がなければこれより討論を省略いたし、ただちに採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なければ討論はこれを省略し、これより採決に入ります。

まず修正案についてお諮りいたします。ただいまの修正案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたされました。

次にただいまの修正部分を除いた原

案を朗読いたします。

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

本文中「二年」を「三年」に、「三年」を「四年」に、「四年」を「五年」に改める。

同法律案は日本製鉄株式会社法を廃止するにあたりまして、日本製鉄株式会社の第二会社である八幡製鉄株式会社及び富士製鉄株式会社の社債発行その他の債務の負担において、同社が工場抵当法による工場財団を組成するまで、旧日本製鉄株式会社に許容されていたと同様な一般担保の制度を二年間に限って認めたのであります。これをさらに二年間延長しようとするものであります。その理由は、これら二社の財団組成手続が当初予想されていました以上の煩瑣で、多くの日時を要しましたことと、その資産需要額も予想以上に増加し、組成を要する財団の範囲もおおのずから大となつたことによるものであります。が、工業に関する小委員会において、富士、八幡両社の責任者を参考人として意見を聴取する等、これらの事情につき慎重に検討いたしましたところ、この二年間の財団組成の進捗状況がはなはだしく遅れており、八幡は固定資産総額約二百八億圓に對し、約五十八億圓、富士は約百三十九億圓に對して九十二億圓の資産について、財団組成の準備が完了するにすぎない状況でありまして、各社の今後の資産調達上必要と考えられます全固定資産について、財団の組成を完了いたしましたためには、現在のような状況の変化がはなはだしい際においては、一年間の延長ではなお若干の不安があると思つてございまして、二社におきましてはこの猶予期間の延長の長短にかかわらず、できるだけすみやかに財団組成を完了するように努力することを言明しておりますが、この期間の延長が一般債権者等を侵害するおそれがありますので、この際政府原案であり、それを一年間延長する案は、むしろ二年間延長することに修正することが適當であると認められます。これがこの修正案を提案する理由であります。

○中村委員長 御質疑はございませんか。別に御質疑がなければこれより討論を省略いたし、ただちに採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なければ討論はこれを省略し、これより採決に入ります。

まず修正案についてお諮りいたします。ただいまの修正案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたされました。

次にただいまの修正部分を除いた原

案を朗読いたします。

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

本文中「二年」を「三年」に、「三年」を「四年」に、「四年」を「五年」に改める。

同法律案は日本製鉄株式会社法を廃止するにあたりまして、日本製鉄株式会社の第二会社である八幡製鉄株式会社及び富士製鉄株式会社の社債発行その他の債務の負担において、同社が工場抵当法による工場財団を組成するまで、旧日本製鉄株式会社に許容されていたと同様な一般担保の制度を二年間に限って認めたのであります。これをさらに二年間延長しようとするものであります。その理由は、これら二社の財団組成手続が当初予想されていました以上の煩瑣で、多くの日時を要しましたことと、その資産需要額も予想以上に増加し、組成を要する財団の範囲もおおのずから大となつたことによるものであります。が、工業に関する小委員会において、富士、八幡両社の責任者を参考人として意見を聴取する等、これらの事情につき慎重に検討いたしましたところ、この二年間の財団組成の進捗状況がはなはだしく遅れており、八幡は固定資産総額約二百八億圓に對し、約五十八億圓、富士は約百三十九億圓に對して九十二億圓の資産について、財団組成の準備が完了するにすぎない状況でありまして、各社の今後の資産調達上必要と考えられます全固定資産について、財団の組成を完了いたしましたためには、現在のような状況の変化がはなはだしい際においては、一年間の延長ではなお若干の不安があると思つてございまして、二社におきましてはこの猶予期間の延長の長短にかかわらず、できるだけすみやかに財団組成を完了するように努力することを言明しておりますが、この期間の延長が一般債権者等を侵害するおそれがありますので、この際政府原案であり、それを一年間延長する案は、むしろ二年間延長することに修正することが適當であると認められます。これがこの修正案を提案する理由であります。

○中村委員長 御質疑はございませんか。別に御質疑がなければこれより討論を省略いたし、ただちに採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なければ討論はこれを省略し、これより採決に入ります。

まず修正案についてお諮りいたします。ただいまの修正案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたされました。

次にただいまの修正部分を除いた原

案を朗読いたします。

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

本文中「二年」を「三年」に、「三年」を「四年」に、「四年」を「五年」に改める。

同法律案は日本製鉄株式会社法を廃止するにあたりまして、日本製鉄株式会社の第二会社である八幡製鉄株式会社及び富士製鉄株式会社の社債発行その他の債務の負担において、同社が工場抵当法による工場財団を組成するまで、旧日本製鉄株式会社に許容されていたと同様な一般担保の制度を二年間に限って認めたのであります。これをさらに二年間延長しようとするものであります。その理由は、これら二社の財団組成手続が当初予想されていました以上の煩瑣で、多くの日時を要しましたことと、その資産需要額も予想以上に増加し、組成を要する財団の範囲もおおのずから大となつたことによるものであります。が、工業に関する小委員会において、富士、八幡両社の責任者を参考人として意見を聴取する等、これらの事情につき慎重に検討いたしましたところ、この二年間の財団組成の進捗状況がはなはだしく遅れており、八幡は固定資産総額約二百八億圓に對し、約五十八億圓、富士は約百三十九億圓に對して九十二億圓の資産について、財団組成の準備が完了するにすぎない状況でありまして、各社の今後の資産調達上必要と考えられます全固定資産について、財団の組成を完了いたしましたためには、現在のような状況の変化がはなはだしい際においては、一年間の延長ではなお若干の不安があると思つてございまして、二社におきましてはこの猶予期間の延長の長短にかかわらず、できるだけすみやかに財団組成を完了するように努力することを言明しておりますが、この期間の延長が一般債権者等を侵害するおそれがありますので、この際政府原案であり、それを一年間延長する案は、むしろ二年間延長することに修正することが適當であると認められます。これがこの修正案を提案する理由であります。

ない状況でありまして、各社の今後の資産調達上必要と考えられます全固定資産について、財団の組成を完了いたしましたためには、現在のような状況の変化がはなはだしい際においては、一年間の延長ではなお若干の不安があると思つてございまして、二社におきましてはこの猶予期間の延長の長短にかかわらず、できるだけすみやかに財団組成を完了するように努力することを言明しておりますが、この期間の延長が一般債権者等を侵害するおそれがありますので、この際政府原案であり、それを一年間延長する案は、むしろ二年間延長することに修正することが適當であると認められます。これがこの修正案を提案する理由であります。

○中村委員長 御質疑はございませんか。別に御質疑がなければこれより討論を省略いたし、ただちに採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なければ討論はこれを省略し、これより採決に入ります。

まず修正案についてお諮りいたします。ただいまの修正案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたされました。

次にただいまの修正部分を除いた原

案について賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立多数。よつて本案はただいまの修正案の通り修正議決いたしました。

この際お諮りいたします。委員会報告書作成の件につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なければさようとりはからいます。

○中村委員長 次に石油及び可燃性天然ガス資源開発法案を議題といたします。質疑の通告がありますのでこれを許します。山手満男君。

○山手委員 先般の本委員会において、私どもの党の森山委員からコンサレーションの問題に関して質疑をいたしておりました。政府当局よりの答弁が保留をされておりました。この際保留をされた部分について、概略でよろしゅうございしますから御答弁をお願いしたいと思います。

○本間政府委員 お答えを申し上げます。前回の本委員会におきまして、森山委員から御質疑があつたのでございしますが、通産省が助成をいたしておりました機械類につきましては、ただいま帝石の方へ回答を求めているのでございしますが、原簿が検査に押収せられていて関係がありまして、まだ詳細な回答が来ないわけでございます。これはできるだけ調査を急ぎまして、処置を決定したいというふうな考えをしております。それから御指摘のありました二〇一号に関する問題

でございますが、これは御指摘のような事実がありましたことは、当局といたしましても認めておるわけでございまして、二十二日に委員会を開きまして、帝石の問題を付議いたしまして、いろいろ御審議を願つたのでございしますが、過般資源庁から帝石に対して勧告いたしました勧告は、正しい勧告でありまして、変更するような必要はないというふうに、大体各委員の意見が一致しておるような状況でございます。それからこの問題に関しまして、どういふように、担当官庁の通産省といたしまして処置をするかという御質疑があつたのでございしますが、これはただいま慎重に調査をいたしておりますので、あまり遅れない機会に十分ひとつ検討をいたしまして、適当な処置を決定をしたいと思つたのでございしますが、何分にもまだ判明をいたさない、はつきりしない部分もございします。もうしばらくの間時間をおかし願いたい、こういうふうな考えでおる次第でございます。大体前回の森山委員の御質疑に対して、明らかになつております。現段階においてお答え申し上げられる範囲内においてお答えをいたしたのでございしますが、先ほども申し上げましたように、もうしばらく時間をおかし願いたい、こういうふうな考える次第でございます。

○中村委員長 次に電気事業に関する件について、諸調査を進めたいと存じます。質疑の通告がありますから、順次これを許します。福田一君。

○福田(一)委員 電気料金の再値上げの問題が大部分行はれておるようでありますが、これについて私は内容を

この際大いに検討してみなければならぬ、かように考えておるものであります。それにつきましては、電気料金の問題は数字の問題でありますから、相当程度の資料が必要だと思つたのであります。今若干資料は出ておるようでありまして、このごまかい検討は次回に譲ることになります。まず第一に、私は電気料金の値上げについて、現在のよう段階——と申しますのは、企業の合理化をするということを目的として再編成が行われ、また豊富かつ低廉な電気を供給するのだという理由にして再編成が行われ、またわかれ／＼が見たところによりまして、このような合理化が行われたという確実な数字的な証拠というものをまだ見ておりません。従つて根本論から考えてみますると、私は今度の電気料金の改訂についてはあまり賛成することができないという方針をとつておるのであります。

まず第一に、大まかな点から二、三私は質問いたしてみたいと思つたのであります。電気料金は非常に今地域差が多くなつておるのであります。大体再編成をいたしましたときには、これはボツ動によつて行われたのであります。その前に再編成を国会に提案されたときに説明された政府側の説明によりますと、再編成をしても地域差というものはあまりつけないということが、ちゃんと通記録にも載つておるわけでありまして、その地域差の問題について水火力、調整金というものをつけるから、地域差がつかないというような説明があつた。ところが今、その後

の状況を見てみますと、地域差は次から次へと差がひどくなつておるのであります。今回の値上げを行いますという、その地域差はますます増大するようになっておるわけでありまして、その地域差というものは、値上げ後において、今会社が申請しておるところの値上げがそのまま行われたとしたら、どのくらいの比率になつておるか、御説明が願いたい。

○中川(哲)政府委員 現在の会社の申請料金をよつて、地域差がどの程度になるかというお尋ねであります。地域差の定義でございますが、私どもといたしましては、一応地域差というものは、具体的な料金を各個の需用家に適用いたしまして、その結果の支払い料金の開きである、かように前提をいたしまして地域差の点を検討いたしておるわけでありまして、この改正案の料金によりまして、一定の条件のもとに各種種類の需用家の地域差を一応計算いたしてみたいものがございします。ので、概要を御説明申し上げます。申請料金には標準料金と追加料金とがございしますが、これを一緒にいたしまして試算いたしましたものでございします。最初の定額電燈の分から申しますと、一燈、並びに二十ボルトアンペアのラジオを一個つけているような需用家につきまして、その支払い料金で地域差を見てみますと、現行料金におきましては、全国平均にいたしまして一番安い地区は北陸でございます。北陸と東北が九二という指数になります。北陸と東北が九二という指数になります。九州の

に對しましては、一番高い地区は中国の一一五という数字になります。それに次ぎまして北海道、九州が一一二、これが従量電燈の現在の開きでございます。申請料金をよつて、定額電燈におきましては北陸が全国平均一〇〇に對しまして八七、それから一番高い地区といたしましては中国が一一三、九州が一一二、北海道が一一〇という程度の開きになります。それから従量電燈につきましては、東北、北陸が七九という数字に對しまして、北海道が一、九州が一五、中国が一六という程度になります。従つてこの間の開きは、約三六から三九の間の開きでございます。最低のものに對しまして約三六から三九の間の開きでございます。以上が電燈でございますが、電力につきましては同様な状態ですが、電燈は比較的地域差は現在でもその差は開きは少ないのでございしますが、電力方面につきましては電燈よりはやや開きが大きいのでございします。しかしながら今回の値上げは、ある程度電燈の面よりも電力の面に引上げをいたしておりますので、この地域差の点につきましては、部分によりましては現在よりもいづれも若干開きますが、大口丙というふうな特殊の需用の部門に對しましては、会社の申請につきまし

この間の低いものと高いものの開きは、指数で申しますと、一五程度、従つて一割五分というところの数字でございます。それから従量電燈になります。現行料金におきまして一番安い地区がやはり北陸、東北の地区でございます。これが全国平均一〇〇に對しまして八二という数字でございます。それに次ぎましては中国の一一五という数字になります。それに次ぎまして北海道、九州が一一二、これが従量電燈の現在の開きでございます。申請料金をよつて、定額電燈におきましては北陸が全国平均一〇〇に對しまして八七、それから一番高い地区といたしましては中国が一一三、九州が一一二、北海道が一一〇という程度の開きになります。それから従量電燈につきましては、東北、北陸が七九という数字に對しまして、北海道が一、九州が一五、中国が一六という程度になります。従つてこの間の開きは、約三六から三九の間の開きでございます。最低のものに對しまして約三六から三九の間の開きでございます。以上が電燈でございますが、電力につきましては同様な状態ですが、電燈は比較的地域差は現在でもその差は開きは少ないのでございしますが、電力方面につきましては電燈よりはやや開きが大きいのでございします。しかしながら今回の値上げは、ある程度電燈の面よりも電力の面に引上げをいたしておりますので、この地域差の点につきましては、部分によりましては現在よりもいづれも若干開きますが、大口丙というふうな特殊の需用の部門に對しましては、会社の申請につきまし

ては、相当一定の追加額のふえたものについては追加料金をある程度持たしたいというような申請になつておりまして、この点を加味いたしまして、地域差は現状よりも減つて参るといふような見当にならうかと思ひます。が、詳細な点はなお別途資料で御提出いたしたいと思ひます。

○福田(一)委員 そこで伺ひたいのは、一体公益事業委員会は、九つの電力会社というものは独立採算制を建前にしてこれを運営さす、それを建前にして監督する方針をとつておられるかどうかということをお伺ひたい。

○中川(哲)政府委員 委員会が発足いたしましたから、今の地域差等の問題もございまして、各社は独立採算で運営するというのが今回の再編成の建前でございます。その方針に基いて委員会の監督指導が行われておるわけでございます。ただ電気料金の面につきましては、先ほど御質問等のごさいます。また地域差の問題は、公益事業令に、著しい地域差については特別の追加調整料金を置く旨が規定されておりますので、新会社発足当時……。

○福田(一)委員 公益事業委員長の方から説明していただきたい。そんなこまかいことを言つておるのではない。○松永政府委員 お話については今中川経理長から申した通りであります。が、これにやはり関連いたしまして、会社の再編成後独立採算制を完全に執行するということは、その間需用家の各地区の地域差に相当な変化があるというわけでありまして、これは私が申すまでもなく、福田代議士はすでに詳しく御承知と思ひますが、

御返事申さぬのも失礼に當るから申し上げますが、この矛盾を調整するため、各地域間の火力の負担の多いところは、できるだけ水力方面より電力を流して、その電力を割引する方法が一つ。一つは全体を水力関係と火力関係と二つに分けて、一方の火力のキロワットに対して、水力方面のキロワットの按配によりまして、料金を根底において補給するという形になつております。従つてその結果ある会社においては完全に独立採算制にもどつて損をしておるところもありません。しかしながら地域差をなるべく小さくして、産業の急激なるでこぼこを少くし、ひいて輸出産業等の原価計算に悪影響を及ぼさないようにすることは、電力が非常に不足しております。この際必要であることは当然でありますので、その話合ひに向つて各社とも前年度統計を参りましたし、本年度はことに、今回特需工業、すなわち大体から申しますと、大口丙というものを対して特別の割当をしなければならぬ状況に追はれておるものであります。この大口丙の動力の關係はおもに火力をもつて半ば以上補充すべき現下の発電情勢であり

ますがために、火力に対する水力の補給金等は一層はなはだしく増加しております。これはお尋ねの要点である独立採算制に向つての一つの矛盾行為であります。これを、かくしまして全国全体の電力、ことに大口電力等に向つて刻下の要請に大体順応できるようなことを指示いたしまして、今回の料金想定表というものをつくりまして、経済安定本部そのほかの官庁等の所要電力について十分に御意見を承り、また御希望もいれられる限りはい

れて行つた次第であります。従つて独立採算制そのものは何らの変更を見ておりません。皆様の御配慮でこの電源開発を多くすることができれば、おのずから地域差というものが減り、また独立採算というものもまた、純粹にかつ完全に働かざるを得ないものと申しておる次第であります。右お答えを申し上げておきます。

な。お今経理面と間違えてまして委員から御返事を申し上げなかつた点はあくまで不注意でありまして、おわびを申し上げます。

○福田(一)委員 今松永委員の御発言のうちにもあつたのであります。が、大體今度の再編成令というものは、これは公益事業委員会がレギュレートするのだという意味で、英語に訳すればレギュラトリー・ボディという名前がついておる。ところが日本の事情は電気が非常に不足しておりますからして、ある程度のコントロールをしなければやつて行けない状態であつたし、また現在も若干そういう面が残つておる。従つて公益事業委員会としては、その建前からコントロールしておるわけでありまして、それが水力調整金の問題にちやんと現れておりますが、しかし水力調整金をとつてやつておるといふことは、これは昔やつておつたブル計算、いわゆる電気料金のブル計算をやつておると同じであります。實を言へば、電気事業を再編成したその根本の目的、独立採算をとつて皆に大いに働かして、企業合理化をはかるのだというように言つてみたけれども、現実にはこの一年間にやつた実績を見てみると、これは十分に行われておらなかつた。また今これ

をやろうとするならば、各方面に非常な障害が起きて来るということが実証された。私は考へておるのであります。この点について、公益事業委員会としては今のところレギュレーションだけではどうもむづかしい。従つて電気事業再編成令というものが、現代の日本の産業経済にとつて一番うまく行く方法であつたかどうかということについて疑問の点をもうお持ちになつたのだらうと思ふ。そういうような疑問をお持ちになつておられるかどうかというところを、簡単に御説明を願ひたい。

○松永政府委員 レギュレートする必要は、電力が非常に不足した場合におきましては、むしろ各社の独占横暴を戒めて、これに嚴肅なる料金の値下げを命じ、ただ強断的に命ずるばかりでなく、一般民衆に聴聞を開いて、高いじやないか、まげべきものである。サーピスの方法は改良すべきである。と、こういう場合に公益事業委員会がほんとうに民衆とともに電気事業の横暴独占を戒める時が来ることであらうと思ひます。またそうなければならぬことだと思つております。けれども今日の段階においては、これも皆さん御承知の通り、むしろ足らざることは絶対であつて、ただ問題はこれを各地にひとしくかつ適正に、不自由のないようにわけるといふような消極的の、レギュレートというよりむしろコントロールをしておる。これも公益事業委員会としてさう大きな権限を持つてゐるかどうか、みづから疑うのでありますけれども、しかし國民の利害にはかえられぬのであります。一面においては電力の開発をお願いするとともに、一面においては足りない地区に向

つてはぜひ電力を割当ててやつてくれ、そしてあまり高いことではその得る方面が非常な迷惑になるといふことをひとえにむしろ勧告いたしておる次第であります。ことに最近の現象として最も著しいのは、すべての問題が石炭の不足、石炭の暴騰及び火力設備の腐爛ということがおもな原因となつております。これを改編することとは一年や半年で間に合はぬ話であります。少漏れたもの、あるいは水力の取入れられるようなものをできるだけ取入れて、これを火力方面に転用しまして、そしてこの火力方面の地域に歴大なる電力料金の値上りにならぬように注意をいたしておる次第であります。公益事業委員会はレギュラトリー・ボディというよりは、むしろただいま事業者からかなり干渉する、あるいは圧迫をするという声を事実受けておりますけれども、これはこの一、二年間やむを得ない働きであると思つて、どの役所がいたしてもせんならぬ政府の役目でありまして、あえてそれをやつております点において、むしろ御批判があるべきことであらうかと恐れておるわけでありまして。

○福田(一)委員 私の質問に率直にお答えがないのであります。が、今松永委員から御説明されたことによつても明瞭であるように、公益事業委員会あるいは電気事業再編成令というものが、今の日本の実情にびつたり来なかつたために、びつたり来ておれば、この法律の通りやつておればそれで十分効果が上げられるのであるけれども、それがびつたり来ないから、すなわち時期が早かつたか、あるいはその

内容において今の日本の産業経済の突
情に合わなかつたか、どちらであつた
かというのを松永委員も裏から御説
明されておつたのだと私は承してお
ります。実は各党との関係がありま
して、長い時間きようは御質問できな
い。また今言いましたように、こまかい点
は次会に譲ることにしてその点を私は
確認されたものとして、次にもう一つ
お伺いしてみたいと思うのでありま
す。

それは今度の電気料金の値上げをど
ういうふうに公益事業委員会は取扱
うとしておられるかは存じませんけれ
ども、日本は今のこと非常に国民生
活が窮乏の状態にありまして、しかも
電気料金はもう税金と同じでありま
す。私わなければ電気は消されてしま
う。米がもらえなければ食べられな
い。そうすれば、食糧といふものは国
民の絶対必要欠くべからざるものであ
るから、電気もまた同じような性質の
ものである。それで電気料金は税金と
同じと考へていいのであります。今
回各社が値上げを要求しておりますと
ころの電気料金を全部取上げること
になりますと、年間一千六百億円内外
の膨大な数字になると思ふのでありま
す。これは国の予算を八千数百億円と
いたしますと、約その五分の一に当る
ので、一種の税金とも見ることができ
る。こういうような大きな問題であり
ますから、私たちは懸念にこの問題を
承認する、あるいは賛意を表すること
はできないと考へておるのでありま
す。大体今の日本の社会状態、
経済状態におきまして、私たちが最も
憂えておるところは、電気料金が、生
活に非常に困つており、あるいは生活

に困難を感じておるような程度の人た
ちに強い税金のような形において課せ
られて行くといふところに問題がある
わけですね。この意味で、今回の電気料
金の値上げについては、私たちは自由
党でありますから、私はこういう言葉
を使うのでありますけれども、少くとも
社会政策的な見地を十二分に取入れ
た電気料金の値上げでなければ、私た
ちとしては断じて賛成いたしたくない、
かように考へておるのであるが、公益
事業委員会は、今度のこの電気料金の
値上げについて、私が今申しましたよ
うな貧困階級というふうなものをどう
いうふうに考へておられるのかどうか、
この点について十分ひとつ御説明が願
いたいののであります。

○松永政府委員 私はここに議論を申
し上げるために出て参つておりません
ために、できませんだけお話に対する
自己の主張を強く主張しようといは
しませんから、その点も言葉のあや
みにおいてお気にさわるものがあれば、
お許しを願ひたいと思ひます。先刻お
話のうちに、公益委員会がほとんど用
意をなしていない、あるいはまたすべ
て間に合はずにおるのもその責任じや
ないかといふごとき感じを私は受けた
のであります。これはあるいは私の
間違つた感じであつたかも知れませ
んが、私がつきり申し上げることがで
きるのは、この再編成が遅れたことが
今日の混雑の一番の原因でなければな
らぬと思つておるのであります。再評
価に向つて、あるいは集中排除法に向
つても、電力のそれ／＼の立場におい
て独立採算制をとらなければならぬと
いうことは、すでに昭和二十三年の

末、二十四年の初めに司令部におい
ても相当な指示を與へ、国においても識
者の間に相當の議論があるにかかわら
ず、これはいかなる事情があつたにも
せよ、その原因あるいは事情を別にし
まして、事実再編成はようやく二十六
年の五月一日に各会社が出発するとい
うことになりました。その間電力電気
並びに火力の補修等が、資金面そのほ
か政府の政策が決定しないために、た
いへん遅れておつたことは事実であり
ます。これは新編成そのものの罪じや
なくて、新編成の遅れたおもな原因で
あることは、おそらくは国民みなが承
知しておることであらうと思ひます。
でありますから、皆さんにおいても、
及び民間各位におかれましても、し
電源をすみやかに開発すること、しか
もできるだけ有用に、かつ安く開発す
ることが今日急務として叫ばれておる
のでありますけれども、いかんせん昨
年の異常渇水及び昨年五月以来の出
発は、すべての点において手遅れにな
つておることも事実であります。われ
わは国民とともにこの九会社を難關し
て、少し無理とは思ひますけれども、
何とかしてこの国民の電力不足の急務
にこたへることは、ひとり社会政策の
面に必要ならばかりやありません。む
ろん社会政策面においても当然必要で
ありましようけれども、日本の国の再
建の上におきましても、この遅れたも
のを取返すことにおいては、公益委員
でありますしやうとも、あるいはまた九
会社の人でありますしやうとも、ある
いはこの関係者でありますしやうとも、
もに一九となつて国家のために至誠を
なげうつといふことは当然であります
ので、あえてこれをもつて答弁とする

にも足りないほど常識的なことであ
り、かつむしろ必要やむを得ない国民
的至上命令といわれるくらいに考へ
て、委員はもとより事務局の者も、各
会社の者もその線に沿つてやつてお
ります。話がぐどくなりまうから、これ
以上は申し上げませんが、ロスの軽減
及び水路の改修、各社間の水力の調
整、有無相助けという面に向つて、
各自独立の計算を持ちながら、お互
に助け合つて今日やつておる点は、む
しろ御同情くださつてさしつかえない
ものであらうと自分では感じておりま
す。この所感だけ申し述べておきま
す。

○福田(一)委員 松永委員は、私が言
つたことに對し、御説明が少し的の
ずれておる点もありますが、ひがんで
おられるのじやないかと私は思ふので
あります。何も松永さんが、あるいは
公益事業委員会が怠慢である、ある
いは今の時代に適切な処置をしておら
ないといふことを私は言つたのではない
のであります。公益事業委員会と
か、あるいは再編成といふものが時期
的にまだ尙早であつたのではないかと、
あるいは適切であつたかどうかとい
ふことについて今になつて疑問をお持
ちにならないかといふことを聞いただけ
であつて、あなたが公益事業委員会の
委員として、国家のために一生懸命や
つておるといふことについて私は疑義
をさしはさんで御質問をしたのではな
いのであります。その点はあまりひが
まないでいただきます。私が先ほど質
問したのはそういう意味だつたのであ
ります。今度お伺ひいたしたいのは別
の観点なのであります。昨年電気料
金を値上げしたときにも、国民生活に

非常に影響を及ぼすものであるから、
あまり電燈料金などは値上げしたくな
い。私たちがとしては、電気料金はこ
のままにしておきたいといふ考へを持
つておる。ところが、また電燈料金な
どが上げられる。特に電燈料金とい
ましても、十燈、二十燈というように、
料理屋あたりでどん／＼電氣を使つて
おるようなところは、幾らでもとれる
のだから、幾らとつてもよろしい。大
いにもうけておるのだから、とつてよ
ろしいが、五燈以下の電気料金などは
税金と同じようなもので、国民生活に
も非常に影響を及ぼしておるから、こ
ういふものは値上げをしないという建
前でやつてもらいたいものだと思つた
は考へておる。また一方大口電力は、
小口の電燈料金などに比較いたします
と、非常に安くやつておるわけであ
ります。これは日本の輸出産業を振興し
て、間接的にはあるけれども、国民生
活を安定しようといふ考へからやつて
おるのでありますから、これは何もそ
の方針自体には間違ひはないのであり
ますけれども、あるいは製鉄会社にし
ても、今は鐵鋼はよくありませんけれ
ども、その他の重要産業の面などを見
ますと、配当はどこでも全部三割も四
割もやつております。配当を三割も四
割もやつておるところは、電気料金は
少くく値を上げておる採算が持つて
行けるし、これが輸出を妨害するよう
な建前にはならぬと私は思ふ。そこ
で、そういう方面から少ししげいに電
氣料金をとつて、最低生活に甘んじて
おる国民生活を、直接に圧迫しないよ
うな考慮を払われておるかどうかい
うことは私は質問いたしておる。そう

に不足しないほど常識的なことであ
り、かつむしろ必要やむを得ない国民
的至上命令といわれるくらいに考へ
て、委員はもとより事務局の者も、各
会社の者もその線に沿つてやつており
ます。話がぐどくなりまうから、これ
以上は申し上げませんが、ロスの軽減
及び水路の改修、各社間の水力の調
整、有無相助けという面に向つて、
各自独立の計算を持ちながら、お互
に助け合つて今日やつておる点は、む
しろ御同情くださつてさしつかえない
ものであらうと自分では感じておりま
す。この所感だけ申し述べておきま
す。

いう建前において、今回の電気料金の査定をされるつもりであるかということを私はお伺いしておるのであります。これに対して御返答が願いたい。

○松永政府委員 お話の点はごもつともでありまして、大体今回の各社の値上げは、一番安い方から申しますと、定額電燈をできるだけ上げないという方針で進んでおるようでありまして、次に小口の電燈、すなわち五燈以上のメートルにかかつたところもできるだけ上げないように各社とも気をつけて案を立てておるようであります。

それからたまたま三割、四割配当するところは高くともいいじやないかということについては、まことに、ごもつともであります。私はその点を数字的に議論するのじやなく、観念的に見まして、今輸出貿易で、たとえばアルミニウム、大きな肥料のごときは、電力料が高いから輸出ができないというよりは、停電を起したり、あるいは一週に何回か休んだり、あるいは金属製錬のごときは仕事半ばにして停電して、鑄物が役に立たぬようになったりします。この量と質との問題を改良しなければ、単に電力料金が安いというだけでは、海外に多くの商品、化学工業品、金属工業品を輸出することはできないことも常識であります。今回安本方面から、またその他の方面から、この方面へはできるだけ料金の安いというより、量の問題についてぜひ考えてくれというので、約十キロ近くの電力をこの方面に割当てた次第であります。従つてこの割当てる半分以上のものは火力をもつてまかなうよりほかはないのでありますから、ちょうど福田委員の御質問のように、この火力を

負担し得る大口需用家に対しては適当にその料金を高めるのもまたやむを得ない次第であると思ひまして、各社の話し合いによつてその点は了承して、次第であります。ただ聴聞会を開き、また皆さんの御意見を十分聞かなければ決定しかねるの、やはりこれによつて大口方面の輸出方面にも地域差が大きいくつからであります。この地域差のつくこと——輸出産業に關係してある方面で、困つた工場と同じ工場、あるいは競争する同じ工場にそれ、過大なる料金差を持たすことは、目下の輸出工業あるいは農業肥料に向つて最も考慮せられぬ点でありますので、これは何ぼ上げてもよろしいというやうな態度を幾らかとりまして、地域差をます、大きくするおそれがありますので、その点各社は相当注意を加えておるようでありますけれども、まだ十分だとはむろん認められるわけではないのであります。これから聴聞会等に参加しまして、利害關係者の意見を各地区ごとに親しく承つて、訂正を加え、修正を加え、適当な料金制を確定したいたしものだと考えておるのであります。

○福田(一)委員 今私が質問したところの小口電力あるいは大口電力の電気料金の値上げの比率を、こまかい数字を資料として出していただきたいと思ひます。と同時に、私が先ほどから御質問いたしておるうちに、今度の電気料金の値上げというものは、国民はまたかという感じを持つておるということをはつきり頭の中に入れておいていただきたいのであります。私たちは昨年の電気料金の値上げについて、電燈料金あるいは電気料金というものは国民生活に非常に深い關係を持つという意味で、これを真剣に討議したが、今回その討議が終りまして、三割何分の値上げになり、今度また三割の値上げというのになりますと、前の値上げを入れますと、七割余も値上げすることになるのであります。もとより電気料金はほかのものに比して非常に安いことは、数字的にもこれを知らせておられますけれども、しかしこれは食糧と同じように、国民の生活必需品であるという意味において、急激にこれを上げて行くことは非常にいけないという意味で、前回にもこれは大いに削減して、なお不満であつたけれども、大体その程度でしかたがないではないかといつて、われわれは妥協したといふか、認めたのであります。ところが、おわづか半年足らずのうちにまた三割余の値上げをするというので、国民はびっくりしております。先ほどちよつと話をしたことは、電気料金の値を上げることはもうみな承知しているのだが、どういふやうにして値を上げるかについて国民が非常に關心を持つておる程度だろ

うというふうな印象を持つておられるやうだけれども、国民全体からいへば、上げてもいいというのが本心であつて、どうしても上げなければならぬならば、影響のない程度で、最小限の値上げにとどめてもらいたいというのが国民の偽らざる気持である。これは税金と同じでありますから、幾らでもとつてよろしいというものではない。従つて税金である以上は、担税力のある、出すことができる者からよけいといつて、出すことができない者は、なるべく少くするというのは当然

な考慮である。この点は特に比重を置いて、電気料金の今回の値上げについて十分考慮いたされませんと、私たちとしては絶対に今度の電気料金の値上げには賛成することができないという考えを持つておるのであります。従ひましてこれは数字の問題でありますから、数字をよく検討した上でなければ、私たちはここで賛否の意見を申し上げることができませんので、そういう資料が提出されました後に検討することといたします。いずれにいたしましても、まだこの電気料金の問題は、たくさん御質問いたしたいことがありますが、それと、ちよつと同僚もみんな待つておられまして、質問をいたしたいということでもありますから、私の今日の質問はこの程度にして、残余の質問は留保いたしまして、今日は質問を打ち切ることにいたします。

○中村委員長 次は山手満男君。○山手委員 電力料金の問題がどうかやましくなつたとしております。今福田君からお話があつた通りでありますから、この問題は非常に重大であります。今お話をあつた資料なり、事業委員会の方の腹を確かめてから、もう少し深く掘り下げて議論をしたいと思つておるのであります。昨年の六割余の申請、今度の申請に対して、公益事業委員会は聴聞会を開いてどうこうというところもあるけれども、どの程度に持つて行くかという腹をおきめになつておるのか、まず事業委員会の方の考え方を、こでざつとくばらんにお聞かせ願ひたいと思ひます。

○松永政府委員 先刻福田委員に申し上げたように、今回はまだ地域差の調節及び火力より水力を補給する關係及び大口の丙というものの、しかもそのうちの四種類に向つて特に考慮を加えなければならぬ立場におりましたために、各社の營業状態等がまち／＼であります。十分審議は盡されたと思ひますけれども、数字に現れたものは、まだ多少のこぼれもあることを免れませんが、今日こういうふうにする、ああいうふうにするということをおし上げて、いたすに空疎なことを申し上げるより、数字その他をできるだけ的確におまわしして、御検討を得て、その御質問にお答えすることにしたと思ひます。どうぞお許しを願ひます。

○山手委員 数字が出てから詳細を検討するということは、もちろんであります。また出しておらないのであります。公益事業委員会の方でいろいろ九電力会社とお話合ひの上で、ああいうものをでつち上げられておりますので、基本的な腹というものはおありだろと私は思ひます。その腹というものをやはりお聞かせ願つておかなければ困るのであります。さつき福田君からいろいろ言つたところの、定額のものと、小口の電燈料という、いわゆる社会政策的な重要性を持つておるものに対して、この値上げを十分慎重にやつてもらわなければならないことは、私も今までよく言つて来たことであります。さつきお話をあつた輸出産業とか、あるいは諸工業なんかの面でありまして、昨年の電力料の値上げのときは、何といつても朝鮮事変後のあの好況時代の波に乗つたときだつた。ところが松永さんもよく御承知のように、今日

日本の産業経済界はどういう状態にあるか。繊維産業は四割操短をしておる、四割操短という事は端的にいえば、十工場あれば四工場は閉鎖するという状態だ。ゴム工業は三割の操短をするという、三割操短という事は、たいへんなことであります。パルプ工業だつて製紙工業だつて、かつてはなやかだつたというのは、もう昔の夢なのです。鉄鋼業だつてを今一生懸命やつておるときは、昨年の朝鮮事変後の景気はなやかなりしころのお説なら私もおかるのであります。今日の段階では、そういう段階じゃない。これは日本だけではない。世界的に景気の停滞といひます。後退が起つております。通産省の産業行政の面の諸政策というものは、終戦後今日までは、安く大量に物を国民に提供するという時代だつた。ところが今日は、安いよりも、何とか値段を上げ、価格維持をして行かなければならぬという時代が来ている。ところが電力は、さつきもちよつと触れられましたが、遅れておつて、まだ量が足りない。これは私ももう少し量をふやしたいと思つております。しかし今日の経済界の実情は、一年前とは一変しておる。飲食店なんかの方向に多くかかるといふのなら、私は文句は言いませんが、そういうように操短なんかが起きて、相当な失業率もまた町にあふれさせようとしておるうちに、社会政策的な少額な電力料金ととも、輸出なり、さらに国民生活にどういふ影響を與えて行くかということについて、どうお

考へてあるか松永さんにお聞きしたい。
○松永政府委員 ごもつともでありまして、ごもつともでありまして、大体目下急いで着手しなければならぬものは、石炭をたく方面ではなくて、水力を多くつくつて、用意をするときであります。従つてとりあへずはロスの軽減、水路の改修等で、みんな各産業が金に苦しんでいるように、電気事業者も、より少ない金で、より多くの効果を上げたい、また時間的に相当早く水力を完成する用意をしなければならぬという立場で、各九会社とも苦しい中にも努力しておられる次第であります。しかしこれはお尋ねに沿つたお答えではなくして、しかばこの不景気のときに、もはやそういう問題はあつたまわしにしていじやないかという話がありまして、綿花のごときは、操短しても、必要なきは何ときでも輸入ができませんけれども、電力電気の輸入だけは絶対にできないのであります。国民のエネルギーとして、どうしても今のうちにつくつておくことは国民の義務であります。かつ失業の問題もありましたが、失業のごときは、最近電源開発の進行とともに、これに伴います土木事業並びに電気メーカあるいはメートルの製造取付業等は相当仕事を増まして、つまり就職率というものは相当増加して参つております。私が貿易会社がどうなるかという見通しを今日することは困難でありますけれども、化学工業を大きくつくつて、日本を原料の輸出国にするという国策だけは、動かぬものだと思つております。その原料の輸出国たる水力をつくることは、今日紡績

に二、三の操短があり、あるいは中小工業が金詰まりで苦しんでおるから、それでは電力事業も一緒にしばらく閉店休業をやらうというふうなことは、ゆゆしき間違いを起すものだと思うております。この点御同情くださることと思つておられますけれども、一言御答弁申し上げておきます。
○山手委員 松永委員のお話は、一応議論としてはわかりました。わかりました。私は松永さんの御議論は結局こういうことになるのじやないかと思つて、一応アメリカのいわゆる公正な報酬というものを考えるにまつておつて、電力料金の値上げだけで、この建設、開発を促進して行こうというふうなお考え、松永さんは商人で長らくあらせういふ考え方で今日行つておられるのじやないかと思つて。そうすると、そこにいる／＼な問題が起して来るのであります。やがて電源の開発は、政府なり吉田さんが一生懸命言つておられるに、外資の導入をまずやらなければいけません。外資の導入というものはここに大きな役割を果さなければいけません。そこで政府資金や／＼な問題が起して来るのであります。今の御答弁はそういうことを考へての上の答弁でありますか、お答えを願ひたい。
○松永政府委員 あるいは聞き違ひがあるかも知れないと思ひますが、端的に言つて、私も外資導入については苦勞しておる一人でありまして、私は必ずしも外資がなければ日本の電力開発はできないとも、そう極端に考へておりません。けれども日本の終戦後の産業の破壊及び貿易の状態その他を考へますと、何とかして外

国資金の裏づけが日本の電気事業にあり得られるという事は、これは大事なことじやないかと思つて、であります。でありますから極端に言つて、一兆億の金がかかり五箇年以内にといたしますと、一兆億の借金借りて来れば、それはよほどつづかうであります。それは困難と思つて、その一割でも二割でも、一割五分でも、外国の人が認めて、日本の水力電気を開発するに、日本をもつて原料の輸出に転換させ得るわけである。カーバイトあり、すなわち石灰あり、空気あり、海塩あり、これらを原料とし、地下資源を開発するに無限の水力をこれに加えることができれば、日本は一躍して輸出国になるのである。たとへば綿花の輸出なくとも、ビニロン、ナイロンの輸出で、日本の繊維工業というものは成り立つて行くのであります。かかる見地に立ちまして、自由諸国は日本の電源開発には相当同情を持つておるものと思つて、いまだにこれらの同情を少しもゆるめた考えはありませぬ。ただこの電気事業者が再編成後自分の責任においてやつておられる、いかにもその財政状態というものは貧弱であり、貧弱というよりむしろ脆弱である。再評価というよりも最近よりやう行われたばかりであります。それに対する償却のごときも十分でなく、また株主というものは、あたかも置き忘れられたごとく、一体電気会社には株主があるのだらうかと世間が聞くくらいであります。これはまことに悲しむべき現象で、資本を出し、貯蓄を出し、国家の要請する仕事に国民が投資して行くという気力を起し、経営者はそれに報いるだけの決心をして行くにあらず

んば、自由独立国としての立場はとれぬものであることは当然であります。でありますから……。
○中村委員長 松永さんに申し上げますが、時間がありませんから、なるべく簡単にお願いいたします。
○松永政府委員 常に私は、各社は自分の責任において、むやみに政府にたよらず、またむやみに外国にたよらず、自分の財政を自衛してやることを希望しておるのであります。最近ロスの軽減におきまして、十数万キロの電力の節約をだん／＼して来ております。この後ともするつもりであります。かのごときとして、相当採算のつく電力事業の経営が緒につきましたならば、初めて外国との話合ひも十分につくものでという見込みを持つておりますので、できるだけ空疎な考えはやめ、現実に各事業者が努力することとをひとえに希望しておるのであります。これはお答えに對して適切でないかと思ひますが、どうぞその辺のところをお許しくださいまして、自分の所感の一端を申し述べたのであります。
○山手委員 同僚議員が待つておりますから、私もう一点だけ、今の御答へに對して私の考え方を申し上げ、お尋ねをしてみたいと思ひます。今の松永さんのお話、いたゞに外資にもたよらず、政府にもたよらず、独自で行くというお話であります。私は今日の実際の経済界の実情そのほかを勘案いたしまして、電力開発に要するような龐大な資金というものを、慈善的な考え方で、自分たちのひとりよがりで行進して行くものじやないような気がいたします。やはり松永さんあたりが

おやりになつておるであらうけれども、さらに一段と外資の導入を促進され、議会の声、国民の声を聞きになつて、電力事業というものを国民とともに育てて行くという態勢を整えられなければ、昔の事業家のような考え方で、あなたが何ぼ電力の鬼になられても、それでは電力事業というものは大きくはなつて行かないと思う。

ところで、これは話が少しかつて来ますが、今度電源開発法案が国会に提案をされるようであり、この議員提案のものに対しては、公益事業委員会がまづこうから反対で、いかにやろうとも松永さんは反対し続けると、こういふかたい決意を持つておられる。再編成が遅れたということが今日の電力事業界の大きな原因になつておるといふお話でありましたが、そういうところからまた電源開発という問題に、いろいろの問題を提起をして行くおそれはないか、またあくまで公益事業委員会を押し通される腹であるかどうか、その点を最後に御答弁願います。

○松永政府委員 時間もないようであり、まずから簡単に答えます。公益事業委員会としては、電気を開発するものは再編成後九つの会社が担当である。これにできるだけの力を與え、そして独立の精神を賦與し、でき得ればなるべく十分に自分の力を重んじてやるものである。天はみずから助くるものを助くといふことは、何れも旧資本主義の言葉じやないので、今日といへども、外国の社債であつても、あるいは政府の補助であつても、九会社の人たちがみずから思ひ、政府が何とかしてくるだらうといふふうなこ

とを考へておつて、それに国民の租税を天くだらず政府もなければ、おそれなくは国会もなからうと思ひます。やはりどうしても自分たちが中心となつてやる氣力を失ふことはなからうと思ひますが、世間やもするとわきからいろいろのおせつかいが出て、そうしてあまたこうだと、ほんとうの本筋をつかまされぬ議論が多いことに向つては、公益事業委員会は多年の研究に基づいて所信をあげて申し上げてゐることは、すでに新聞等でも御承知でありまして、決して私は新聞を取消すとか何とかいう考えは何もありません。この点を申し上げておきます。

○今置委員 私は先般本会議の緊急質問で、この電力値上げ並びに政府の電力行政に関する質問をやりたいと申し、ところが、議院運営委員会において、委員会ではそれは十分質問させる時間を委員長にとらしてあるの、本会議の緊急質問はやめてもらいたいといふことで、この質問を開始するわけでございます。この質問に対して満足な答弁のない限り、私は次の委員会において引き続き質問するということをまず委員長に申し述べておきます。もう一点は、このような重大な電気の値上げを論ずるにあつて、政府は安本長官あるいは通産大臣、さらには関係の責任者の官房長官等を出席されてこの質問に對する政府の大きな見解をもたれ、は聞きたい。きょうの答弁で満足できなければ、私はぜひ官房長官なり安本長官の出席を求めて、ひとつ得心の行くまで聞きたいものであるといふことを事前に申し述べておきます。

その第一点は、電気の値上げをしき

りにやつて、それで電力会社の今日の危機がどうかと探算がどうかといふことを言う前に、ボツダム勅令によるこの政令で定めた電気事業再編成令並びに公益事業令といふものが、ほかの法律は全部この国会において一般法律に切りかわつておるのに、衆議院はこの電気事業再編成を今日まで審議しておらぬのであります。この第一点を一つ申し述べて、これらの電気事業のあり方といふものの根本的な姿に、衆議院が全体として大きな一つの意見を持つておるといふことを、まず公益事業委員長も、政府の大臣も認識をしなければならぬと思ひます。

第二点は、電源開発については、政府部内において、電力を担当する公益事業委員会は、開発公社案ではあるが水系別である。これに對して安本は一社案を出すといふふうな、電気の開発の姿においてもおの／＼見解が定まつておらない。将来電気事業を通産省に一元化するの、あるいは電氣事業といふものは公益事業委員会といふような別個なものがやるのかといふ見通しについては定まつておらない。小さく言へば、料金制度においても、小口電力と大口電力の間における不公平や、根本的な料金制度のもとにおいて検討せられたことは一度もない。すべてこういうような電力に関する大きな問題をそのまゝにしておいて、そのとき／＼の姿で常に電気の値上げ、電気の値上げといふことを国民に要求するといふことは、電力行政の一元化といふ根本において、政府が大きな誤りを犯しておるものであるといふことをいひなければならぬのであります。福田委員の質問に對して、松永委員長代理がいろ

いろと答へられたが、それは福田委員の質問に誤りがある。私はこれらの質問に答へるものは、現在通産省から本間政務次官が来ておられるから、やむなく私は本間政務次官に聞きますが、少くとも政府は、今日までのこのような電力行政の過去を顧みてどういふ責任を感じておるのかどうか、今後電力の一元化についてはどういふ方針を持つておるのか、さらに電力料金制度、その他全般的なものについてどういふ見解を持つておるか、電気の通産省一元化についてはどういふふうな話合いを進めておるかといふことについて、本間政務次官から詳細にまず御答弁が願ひたいと思ひます。

○本間政府委員 答へたいします。あるいは私から申し上げて御納得が行かないかと思ひますが、承知いたしております。範囲内で申し上げます。また他の機会にいろいろ詳細に申し上げたいと思ひますが、御承知のように、ただいま行政機構の問題は、政府部内で行く／＼相談をいたしておるような状況でございますが、大体考え方をいたしましては、私が承知をいたしておりますところによりまして、水力と火力をわけたいといふような意見もあつたようでございますが、そういうことをせないで、主管省は通産省といふことで考えたいといふ線、いろいろ／＼な行政機構の案を練つておるやうに聞いております。

それから今後の電力行政をどういふ考え方でどういふ機構で持つて行くかといふような御質疑でございますが、これは政府の方の行政機構の改革が決定的な段階に到達をいたしまして決定を見ますならば、政府の方でも、ま

ただいま御質疑のような線に従ひまして決定をせられるかと思ひますが、ただいまのところは、私が先ほども申し上げましたような線であるといふ具体的な研究をいたしております程度でございます。あるいは御質疑の点に對しまして、はなはだ不十分だと思ひますけれども、ただいまのところは、私が申し上げた程度のところに来ておるといふことを御了承を賜りたいと思ひます。

○今置委員 ただいま、明日安本長官、通産大臣を呼ばれるという話を聞いたので、私はこれらの質問については、なお残りは明日に譲ります。だがしかしながら、私が言ひたいのは、少くともこの通産産業委員会が、国民が最も關心を持つておるこういう重大な電力料金問題をやるのに、こういう基本的な問題を何ら明らかにしない、ただ数字の上でどうかとかどうかという理論を繰返しておつてもしかたがないので、この点については本間政務次官はきよう歸られたならば、通産省としての将来に対する見通しと、電力行政は通産省が一体どのくらいやるべきであるかといふ信念を大臣に十分吹き込まれて、あした責任ある答弁をしてもらいたいと思ひます。

第二点の質問は、公益事業委員長代理の松永さんは、電源開発についても自分の信念は譲らないといふ御答弁がありました。私はあなたの強固な、そういうかわらぬ信念については深く敬意を表します。われ／＼は日本の電氣行政のあり方についても大きな疑問を持つておりますが、今度の電氣料金の値上げをやる前に考えなければならぬのは、一番大きな原因は日米経済協

にこういふような産業に對しまして料金を安くしろというようなことは、毛頭考へておりません。

○本間政府委員 今澄委員の御質問にお答へしておきたいと思ふのであります。が、大体需給關係がつちりしたやつをきめまして、そうしてその需給計画に基いて、料金その他の問題を検討しなければいかぬのじやないかという御趣旨のように拜聴いたしましたのであります。が、大体、安本、公益事業委員會の方とも相談をいたしまして、ただいま御説のような線で需給計画を決定をいたしました。その需給計画に基いて料金を検討する建前にいたしております。

○今澄委員 きよう理事会が零時半からということになっておりまして時間がありませんので、私はこの質問の続きをあしたの委員會で、今安本が述べた資料その他に基いて、安本長官に伺ひたいと思ひます。

もう一つお聞きしなければならぬのは、松永公益事業委員會は、この前電氣七割値上げのときに、この通産委員會に見えられて、この電氣の根本的な値上げをするか否かにおいては、供給の点に責任を持たなければならぬ、その権利義務の一つである義務の点について、石炭が思うように行かなければ石油の輸入をやつてこれを何とか片づける。少くとも雨が降らぬからといつて、そう迷惑をかけないというふうな御答弁が——御希望ならば速記録をお見せいたしますが、載つております。しかるに今日それから半年もたつておるのに、重油によるそれらの問題、泥炭燃焼装置による件も片づいておらない。この点も公益事業委員會が電氣の

割当あるいは価格の決定、また電氣事業の上に必要なかどうかという疑念を持つておるからこそ、われわれは公益事業委員會令の一般法律への改正を審議末了として、今国会において取上げておらぬ。これらの基本的な問題から松永委員は、將來公益事業委員會というものの運営の上に、あなたの持つておられる御見解、それから健全なる電氣事業経営の上について、公益事業委員會というものが必要かどうか。もう一つは、今度の電氣料金は、今本間通産政務次官の言つた詳細なる需給計画をもう一ぺん練り直して、それができ上るまでひとつ延期をして、その間にこの国会において電氣事業に關するあり方の問題や、電源開闢に關するあり方の問題等、すべての問題が討議されると思うが、それらの後にこの電氣料金の値上げを検討するという基本的な態度をとられたらどうかと思ひますが、以上の三点について、松永さんから御答弁をお願いしたいと思います。

○松永政府委員 今澄さんにお答へします。三点を一緒に申し上げることも思ひますが、石油の問題について、公益事業委員會として勉強が足らぬじやないかという御質問については、今回この特需事業に向つておもに電力を出し得られるという基礎となつたものは、水力、そして本年になつて増設したのが一つあります。一つは重油に最も重点を置いた点であります。昨年幸か不幸か十月後の渾水のときに、やむを得ずとて急いで重油を使用いたしました。バーナーのある所にとりあへず使ひました結果、非常に好結果をあげました。その点は御必要とあれば、今澄委員に、石油と石炭の消費効果につ

いて東京の潮田でやりました実験並びに大阪でやつた実験を申し上げたいと思ひます。本年もどうも石炭事情の過不足を考へまして、同じく確実な点は重油に置くつもりでありまして、その点は安本並びに通産省に向つてかたうお約束をしておりますので、この点この出力の増加については、九会社の言うことをそのまま信じ、かつこれを監督してやつて行きましたならば、その点において、重油を中心とするという意味において、乗り切ることができると確信いたしております。

それから私どもの委員會が存在する価値があるかないかということは、お前は生きてゐる値打があるかと言われしものと同じで、はなはだ自分で御返事しかねませんが、端的に申しておきますと、私は公益事業に關することは、よしや内閣がかつても、政電が消長しても、あるいは偉い人が出て、偉くない人が出て、国民は安んじて、不平があれば聴聞会を開く、あるいは裁判所にかけて自分の権利の主張のできるような制度を、電氣について置くのが當然だと思つております。そのほか、いろ／＼一利一害あります。善良な人は善良な人で、いくじがないといふこともありましようし、いくじがなくとも国民に害を及ぼさず、公平な処置のできる制度というものは、もう文明国になつた以上、民主国になつた以上、政電の消長、内閣の変化とともに大きく動くというふうなことは、国民の生活の安定を傷つけるものであるといふことだけは、申し上げてさしつかへなからうと思ひます。そのほか申し上げることは、手前みそになります。上げないぶん苦しい中にも、石炭を当てにせず、むしろ石油を当てにし、水力を当

てにして、水力も鉄砲水を当てにして小さいところでもダムをできるだけつくつて、そうして冬の渾水でも、もう日本の石炭をむやみにたかないようにすることに向つて、公益事業委員會は一定の方針をもつて五箇年計画を立てて、その遂行をはかつておりますから、それが遂行される間、公益事業委員會並びに九会社が、これを責任を持つて担当するのが穩當であると思つております。しかしそれ以上政府でお力をくだされば、これはまことにけつこうなことであります。

○今澄委員 ただいま松永委員の、公益事業委員會の將來と、あなたの見通しに關する御熱意を承りまして、私もよくわかりました。あした政府の責任者に今の問題についてたすい資料ができたわけでございますが、どうか松永委員は、あらゆる場合において、電氣事業者としての態度と、その自信の上に立つて、前言を翻したりしないで、信念的に電氣事業に對する決意をいかなる場合においてもお述べいだすことを、この際私はぜひお願いしておきたいのであります。

いま一つの問題は、電氣の今度の値上げについて、一般國民は電力会社の合理化々々とあれど言つておつたにもかかわらず、電力会社の合理化をやらないで、電氣の値上げを持つて来た。このやり方については、非常に不満である。もとより大口、小口、動力、一般電燈等の問題もからんでおりますが、かんじんかための東京電力をその一例に調べてみると、電氣事業再編成令が終つたあとの東京電力の人員の問題であります。まず東京電力においては、人員の増加率は、再編成後、本

社においては十割の増加である。現場關係においては二割四分の増加であると言われているが、一体何ゆゑ、再編成が終つたあとで、こんな人員の増加を來したのであるか。もう一つ、会長と社長の問題については、先般の人事の問題のときにも伺ひしたのであるが、そのときははつきりと、職分の區別があつて、どうしても必要であつたというお話であります。その後は会長は大体お飾りの存在で、これらの電力会社に同じような社長が二人もいるような状態で、事務的な矛盾や命令系統のいろ／＼な問題が出ております。これらの問題を整理して、人員のあらゆる問題について、公益事業委員會は値上げに寛大であるのみで、國民に約束した合理化の線においては、どうも熱意に欠けておるといわざるを得ないのであります。これらの点について、松永委員の御見解を承りたい。

○松永政府委員 簡単に答へたいとおきます。全国の従業員の数は相当減少しております。これは数字で申し上げます。それから現場の仕事が非常に増加いたしましたために、むしろ現場その他に人員の不足を感じかけております。ただ問題は、人間の問題というより、どうかこういう国家的の大事業を短日月の間に仕上げる場合に、従業者の各位が協同心力して愛國的に働いてもらいたい。しかもただ観念的な愛國でなく、能率的に働いてもらいたいということ、しきりと各方面について合理化を主張しているわけでありませう。

をすべきものではない、それらの問題が解決するまで延期することをおわれわれは公益事業委員長に強く要望して、私の質問をきょうのところ終ります。

○中村委員長 この際お諮りいたします。一昨日、本委員会に付託されました水田三喜男君外五十一名提出、電源開発促進法案につきまして、本案と関係のあります経済安定委員会及び建設委員会と連合審査会を開くことにいたしましたと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なければさよう決定いたしました。

連合審査会の開会日時は他の委員長と協議して決定いたしますが、大体明日午前十時半より開会いたす予定でありますから、さよう御了承願います。

本日はこの程度にいたし、次会は明日午後一時半より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十九分散会

昭和二十七年四月三日印刷

昭和二十七年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁